

協 定 書

平成29年9月

北 栄 町
鳥 取 県 リ サ イ ク ル 協 同 組 合
全 国 環 境 整 備 事 業 協 同 組 合 連 合 会

大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

北栄町（以下「甲」という。）と鳥取県リサイクル協同組合（以下「乙」という。）及び全国環境整備事業協同組合連合会（以下「丙」という。）は、地震、風水害その他の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における災害廃棄物の処理等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、北栄町内において大規模災害が発生した場合に、甲が乙及び丙に対し、災害廃棄物の処理等に関し協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、大規模災害により一時的、かつ大量に発生する破損又は汚損した陶器、家具、布団等の廃棄物（以下「災害生活ごみ」という。）及び大規模災害によって被災した建物等（その機能を失ったものに限る。）の解体に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック類等の廃棄物並びに大規模災害に伴い処理が必要となるし尿及び浄化槽汚泥（以下「災害し尿」という。）をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、北栄町内において大規模災害が発生した場合において、北栄町の一般廃棄物収集運搬委託業者により対応できない状態と判断したときは、その状況に応じて、乙に対し、災害廃棄物の処理等その他必要な事項について、協力を要請するものとする。

2 甲は、乙に対し前項の規定による要請（以下「協力要請」という。）を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、緊急その他文書により難しい場合には、口頭により要請し、その後、速やかに文書により通知するものとする。

- （1）実施場所及び搬入先
- （2）協力要請の内容
- （3）その他必要な事項

（情報提供）

第4条 甲は、前条の協力要請を行った場合においては、災害廃棄物の処理等が円滑に実施できるよう、乙に対し、被災又は復旧の状況等、その他必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、大規模災害が発生した場合において、災害廃棄物の処理等に関し乙及び丙の組合員のうち、災害廃棄物の処理等について協力することができる者に関する情報を甲に提供するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第5条 乙は、第3条の協力要請があったときは、丙と協議のうえ、組合員において必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲の指示に従って、必要に応じて災害廃棄物の処理等を実施する組合員の調整、甲と組合員との調整を行うものとする。

2 甲は、乙及び丙による災害廃棄物の処理等が円滑に実施されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 乙及び丙は、災害廃棄物の処理等を実施する組合員に対して、次に掲げる事項に留意させるものとする。

- （1）周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
- （2）災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。
- （3）その他必要な事項

（実施報告）

第6条 乙は、災害廃棄物の処理等が完了したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物の処理等を実施した期間、車両台数
- (2) 災害廃棄物の処理等の内容（実施場所、処理量等）
- (3) 災害廃棄物の処理等に従事した者の員数
- (4) その他必要な事項

(費用負担)

第7条 第3条の協力要請に基づき乙及び丙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、次のとおりとする。

- (1) 災害生活ごみ及び災害し尿等の収集・運搬については、原則無償で実施するものとするが、当該事業に要する費用が相当額になるときは、その費用の負担について、甲及び乙で協議のうえ決定するものとする。
- (2) 災害廃棄物の処理等に要した費用（災害生活ごみ及び災害し尿等の収集・運搬を除く。）については、甲及び乙で協議のうえ決定するものとする。

(災害補償)

第8条 第3条の協力要請に基づき乙及び丙が実施する災害廃棄物の処理の業務に従事した者が負傷し、疾病にかかり、障がいを受け、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令等の定めるところによる。

- 2 前項により難い特別な事情があるときは、前項に関わらず甲及び乙で協議のうえ、その対応を定めるものとする

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する連絡調整を担当する部署は、甲においては北栄町住民生活課、乙及び丙においては鳥取県リサイクル協同組合事務局とする。当該部署に変更を生じたときは、速やかにこれを相手方に報告するものとする。

(協定の効力)

第10条 この協定は、この協定の締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙及び丙が、相手方に対して文書によりこの協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成29年9月14日

甲 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地
北栄町

北栄町長

松本昭久



乙 鳥取県米子市大篠津町3013番地1
鳥取県リサイクル協同組合

代表理事

越生昭徳



丙 東京都中央区日本橋2丁目9番1号
全国環境整備事業協同組合連合会

会長

玉川和

